

令和6年度「(仮称) あじがさわグルメフェス」開催業務 仕様書

1 目的

鱈ヶ沢町の魅力である食を主体としたイベントを通じて、町及び町産品の認知度及び価値向上を目指す。また、食による集客を行うことで、地産地消体制の構築や誘客促進、賑わい創出等の地域経済への波及効果を期待する。

併せて、来場者の消費動向や町に対するニーズ調査を実施し、今後の各種取組を効果的かつ効率的に実施するためのデータ収集を図る。

2 業務名

(仮称) あじがさわグルメフェス開催業務

3 イベント概要

(1) 日時

令和6年10月6日(日) 午前10時00分から午後3時00分まで

(2) 場所

海の駅わんど向かい(鱈ヶ沢漁港用地)

※上記のほか、鱈ヶ沢町中央公民館、山村開発センター及び旧役場庁舎周辺を使用することもできる。

4 業務内容

(1) イベントについて

- ① イベントの名称については、受託者から提案し、町と協議のうえ決定する。
- ② 鱈ヶ沢産食材及び町内事業者が製造等を行う特産品を活用した上記目的の達成を図るイベントとすること。
- ③ 「ヒラメのヅケ丼」に係る販売コーナー及び販売担当者を設置すること。また、「精肉」及び「スイーツ」に係る特設コーナーを設置すること。
- ④ ステージイベント開始に際し、オープニングを実施すること。なお、オープニングでは、鱈ヶ沢町長等の主催者挨拶や来賓祝辞を含めること。
- ⑤ ステージイベントは、午前・午後の2回、各1時間程度の催しを行うこと。
- ⑥ 飲食物を販売できる出店ブースを設置し、来場者が会場内で楽しむことができる企画を計画すること。
- ⑦ 出店者は鱈ヶ沢町内の飲食店等事業者を優先し、積極的な鱈ヶ沢産食材の活用を促すこと。また、関係都市(岩手県久慈市、秋田県大館市)の食材に係る出店企画も行うこと。

⑧ 海の駅わんど含む近隣の飲食店及び商業施設等へ波及するイベントとすること。

(2) 管理運営

① 提案した内容を遂行するために必要な人員や機材、消耗品等を手配すること。

② 当日は会場内にイベント本部を設置し、運営管理や各種問合せ対応にあたること。

(3) 会場設営

① 別添会場地図をもとに、本イベント会場全体のゾーニングやテント、ステージ等の設備の配置も含めた会場レイアウトを提案し、町と協議のうえ決定すること。

② 会場内に飲食・休憩スペースを設置すること。また、適宜会場内にごみ箱を設置すること。なお、イベント終了後のごみ収集処分を行うこと。

③ イベント内容に応じ、適宜会場内を装飾してもよい。

④ イベント終了後は、必ず原状復帰を行うこと。

⑤ 会場設営及び撤収に係る日時については、町と協議のうえ別途設定する。

(4) 警備及び案内誘導

① 会場及び駐車場における交通誘導等の安全確保に努め、警備計画を作成すること。
なお、警備計画の作成にあたっては町と協議し、来場者の滞留、動員予測、交通誘導、災害発生時の緊急対策等について考慮すること。

② 警備員の配置については、人数及び配置箇所を必要最低限の基準とし、安全確保に必要な人員を配置すること。

(5) プロモーション

ポスター及びチラシ等の紙媒体、テレビ及び新聞等のマスメディアのほか、SNS等を有効に活用し、集客に努めること。

なお、鱈ヶ沢町民だけでなく、鱈ヶ沢町に関心のある近隣市町村及び県外在住者に対しても本イベントの周知を図ること。

(6) データ収集

① イメージ調査

イベント来場者に対して、町及び町産食材に関するイメージ調査を行うこと。

② 調査結果集計

上記で収集したイメージ調査内容について、集計を行うこと。

(7) その他

① 会場使用許可については、町が行う。

② 進行台本、会場レイアウト、必要なマニュアル等を作成し、主催者用として必要部数を用意すること。

③ 設営作業から開催期間中、撤去作業までの期間中に必要な保険は受託者の責任で加入すること。受託者として適切な種類の保険、十分な保証金額及び内容の保証を手配すること。

④ 出店ブースの企画を実施するため、町と事前協議のうえで、受託者が出店者から、実費等の負担金等を徴収し、本業務の収支計画における収入として充てることとする。

5 委託期間

契約締結の翌日から令和6年12月27日（金）まで

6 成果物

委託業務終了後、鱒ヶ沢町企画観光課に実績報告書を提出すること。なお、実績報告書には、次の書類を添付すること。

- (1) イベントの内容や来場者数、会場内の記録写真、制作物等を記録したもの
- (2) 3(6)②の集計結果

7 その他

(1) 実施体制

- ① 受託者は、事業実施における主たる責任者を定め、町担当者との緊密な連絡と十分な打合せを行うこと。
- ② 企画立案、台本作成、演出、出演者交渉・スケジュール調整、物品調達、運営等の業務を総合的に行うこと。
- ③ 本業務に係る第三者との各種調整、交渉等は原則として受託者が行うこと。ただし、必要に応じて町も協力する。
- ④ 本業務の実施にあたっての作業方法及び進行状況について、町に適宜連絡すること。

(2) 契約の変更等

各種要因により業務の実施が困難又は事業効果が見込めなくなった場合には、町と受託者が協議のうえ、仕様の変更及び委託料の減額等を行うものとする。

(3) 成果品の帰属及び著作権

成果品及び成果品作成のための関係資料（以下、「成果品等」という。）に係る著作権については、次に定めるところによるものとする。

- ① 本契約により制作される成果物等の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、発注者である町に帰属するものとする。
- ② 受託者は町の事前の回答を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。
- ③ 成果物の制作に際して、他の著作物、人物の許諾及び記録素材の借用等が必要な場合は、受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾、借用等に発生する費用は当初の契約金額に含むものとする。

(4) その他

- ① 受託者は、本業務を通じて知り得た情報については、目的外の利用、第三者へ開示、漏えいしてはならない。また、その滅失、き損の防止、その他適正な管理のための必要な措置を講じること。

② 著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、町になんらかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

③ この仕様書に明示がない事項及び疑義が生じた場合は、町担当者との協議により決定するものとする。

④ 上記記載事項以外の事項であっても、事業目的の達成及び効果向上のために必要な内容については随時提案を行い、町の了解のもと改善を図ること。